



2020年3月31日

各 位

会社名 株 式 会 社 和 心
 代表者名 代 表 取 締 役 森 智 宏
 (コード：9271 東証マザーズ)
 問合せ先 取 締 役 管 理 部 長 宮 原 優
 (TEL.050-5243-3871)

**監査等委員会設置会社への移行に伴う
 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ**

当社は、2020年3月27日開催の第17回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の内容

現 行	改 定 案
<p align="right">2016年12月21日 取締役会 株式会社和心 代表取締役 森 智宏</p> <p>「内部統制システムの整備に関する基本方針」</p> <p>1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>1) 当社の取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社における企業倫理は、企業行動規範に定める。</p> <p>2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。</p> <p>3) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。</p> <p>4) 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。</p> <p>5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。</p>	<p align="right">2020年3月27日 取締役会 株式会社和心 代表取締役 森 智宏</p> <p>「内部統制システムの整備に関する基本方針」</p> <p>1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (同左)</p>

現 行	改 定 案
<p>6) 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。</p> <p>7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。</p> <p>2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。</p> <p>2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。</p> <p>3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。</p> <p>2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的に再発防止策を講じる。</p> <p>3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。</p> <p>4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。</p> <p>4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>1) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。</p> <p>2) 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。</p> <p>3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。</p> <p>4) 当社の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。</p> <p>5) 当社の予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。</p> <p>6) 当社の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。</p> <p>5. 当社における業務の適正を確保するための体制</p> <p>1) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。</p> <p>2) 内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。</p> <p>3) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。</p>	<p>2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (同左)</p> <p>3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (同左)</p> <p>4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (同左)</p> <p>5. 当社における業務の適正を確保するための体制 (同左)</p>

現 行	改 定 案
<p>4) 当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。</p> <p>6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>1) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。</p> <p>2) 監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役連絡会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。</p> <p>7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>1) 当社の代表取締役は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。</p> <p>2) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役に対し事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査責任者は内部監査の結果等を報告する。</p> <p>3) 取締役および使用人は、法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告する。</p> <p>8. 当社の監査役への報告に関する体制</p> <p>1) 当社の代表取締役は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。</p> <p>2) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。</p> <p>3) 当社の取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。</p> <p>9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>1) 当社は当社の取締役・使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。</p>	<p>6. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。</p> <p>2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。</p> <p>3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。</p> <p>（6. に統合）</p> <p>7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制</p> <p>1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。</p> <p>2) 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受ける。</p> <p>3) 取締役および使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。</p> <p>4) 取締役および使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。</p> <p>8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>1) 当社は、監査等委員会へ報告したものに対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、適正に対応する。</p>

現 行	改 定 案
<p>10. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>1) 監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。</p> <p>11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>1) 当社は、監査役連絡会が決定した監査役連絡会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。</p> <p>2) 当社は、監査役連絡会と代表取締役、取締役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。</p> <p>3) 当社の内部監査責任者・会計監査人は、監査役連絡会と十分な連携を図る。</p> <p>12. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制</p> <p>1) 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。</p> <p>13. 財務報告の信頼性を確保するための体制</p> <p>1) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。</p> <p>2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。</p> <p>3) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。</p> <p>10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>1) 当社は、監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。</p> <p>2) 当社は、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。</p> <p>3) 監査等委員会は、当社の内部監査責任者・会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。</p> <p>11. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制 (同左)</p> <p>12. 財務報告の信頼性を確保するための体制 (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上